

令和5年度

事業計画

社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会

目次

基本理念・基本目標	1
基本方針	2
地域福祉推進計画・基盤強化計画	3
総務課・福祉センター	4
地域福祉課	11
相談支援課	15
在宅福祉課	17

基本理念

共に生き、安心して暮らせる福祉のまちづくり

地域に暮らす高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、お互いに理解しあい、協働して共に支えあいふれあいながら、住み慣れた地域において、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現します。

基本目標

1. 住民参加のまちづくり

地域福祉を推進するために、一人ひとりの自主的な福祉活動への参加を培うことによって、暮らしや地域の課題を明らかにし、福祉の担い手として心のつながる福祉社会づくりを推進します。

2. みんなで支えあう地域づくり

地域に暮らす住民が、お互いの人権を尊重し、思いやり、助けあい、支えあう地域づくりを、幅広い関係機関や団体との連携を図り、総合的に推進します。

3. 福祉サービスの充実と支援体制づくり

誰もが尊厳をもった健やかな生活を継続できるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現し、地域に根ざした支援体制づくりを推進します。

令和5年度 社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会 事業計画

つながりと地域愛でつくる **ふ**だんの **く**らしの **し**あわせ

◆ 基本方針 ◆

令和4年度は、コロナと経済活動の両立が進む中で、経済状況は順調に回復しているものの、コロナ以前の水準には回復していません。

今年度の見通しでも、このまま緩やかな回復基調が見込まれているが、資源高や円安による物価上昇によるインフレが続ぎ、食料品、電気ガス料金等の値上げが家計を圧迫し、企業収益にも影響が出てくることが予想されます。

さて、新型コロナ対策については、政府等から今年度大幅な規制緩和等される見込みですが、近年の地域生活課題が複雑化・複合化、少子高齢化の進展やそれに伴う人口減少、家族形態や生活様式の変化、貧困問題等に加え、コロナ禍による地域交流等が益々難しくなり、またコロナによる特例貸付後のフォローアップや地域のつながりの再生等、社協の果たす役割や期待は益々重要性を増してきています。

このような状況の中、東近江市社会福祉協議会は、地域住民にとって最も身近で信頼される組織としての自覚と責任をこれまで以上に強く認識し、誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進に取り組むことを基本方針として、各事業の推進を図ってまいります。

令和5年度は、「第3次東近江市地域福祉活動計画」5年計画の2年目であり、いよいよ計画を実現するため、各種事業・施策を本格的に展開しなければなりません。

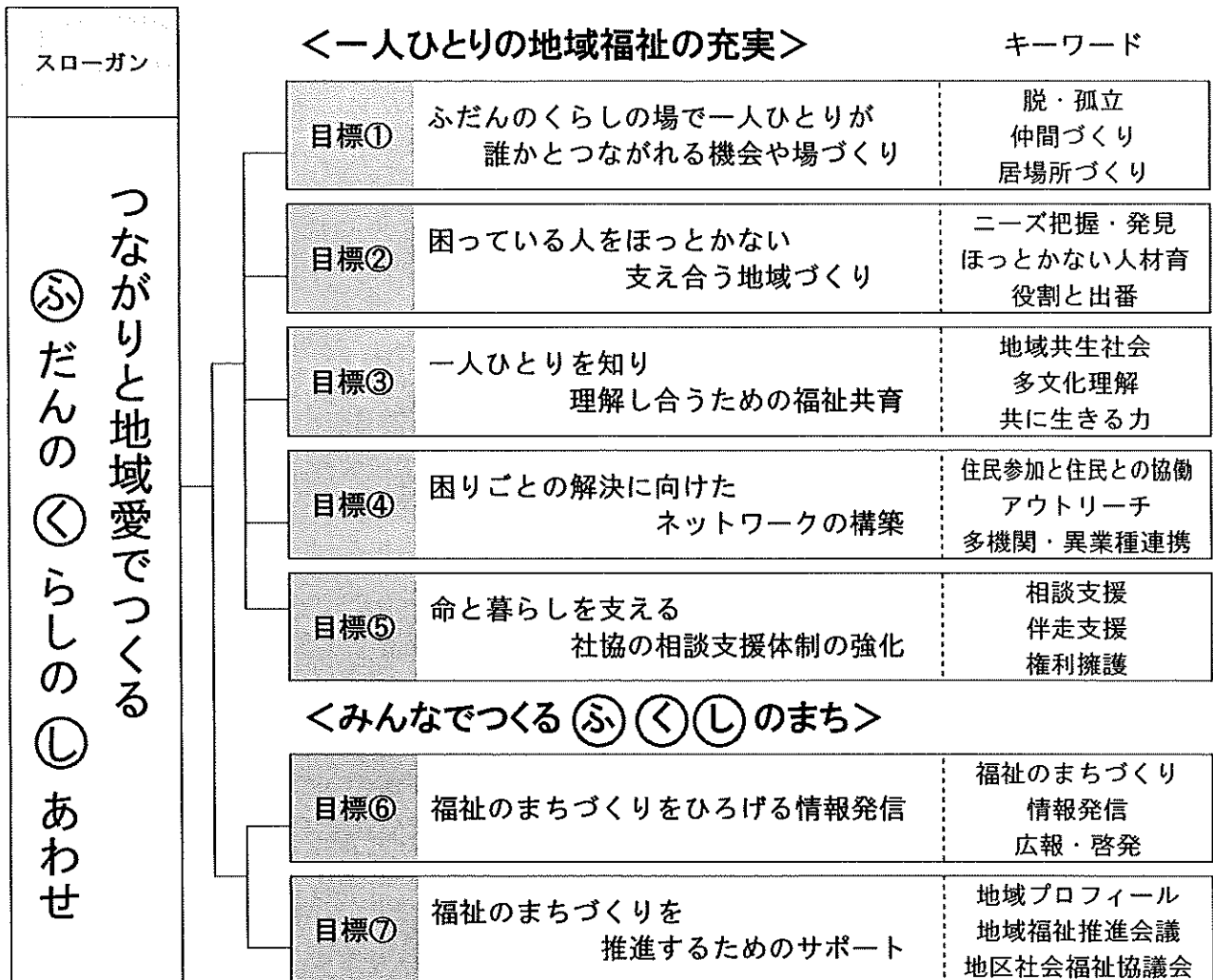
特に、「地域福祉推進計画」では一人ひとりの福祉の充実とみんなで作る福祉のまちを目指し、ひとりの孤立も生まない社会の実現と、またそのための「基盤強化計画」に基づく組織強化を図り、さらに地区住民福祉活動計画と連携しながら共に生き、安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

また、介護事業については、昨年度から、通所系サービス事業所4カ所、ヘルパーステーション3カ所の新たな体制でスタートしましたが、この体制を維持できるよう引き続き健全経営に努め、これまで培ってきた介護事業のスキルを生かし、介護の重度予防対策としてフレイル予防にも取り組んでまいります。

世界中で取り組まれているSDGsについても、その基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は、私たちの目指す地域福祉の考え方や実践と通底しており、誰も取り残されない社会を私たちが目指すことが重要になり、地域の様々な生活・福祉課題の支援と解決ができるよう、全職員が一丸となり、一層の創意工夫をもって取り組んでまいります。

東近江市社会福祉協議会は、今後も市民の皆様とともに、この地域に住む全ての人々が“共に見守り、支え合い、豊かに暮らせるまち”の実現のため、市民の皆様にしっかり寄り添い安心して生き活きと暮らせるまちづくりに努めます。

■地域福祉推進計画



■基盤強化計画

I 法人のガバナンス強化

1. 役員会と事務局が意思疎通を図り、ともに事業運営の充実を目指します

II 事務局体制の強化

1. 「地域福祉推進計画」をすすめるための体制を整備します
2. 人材の育成と資質向上を図ります
3. 職員の適正配置と計画的な採用、人材確保に向けた取り組みをすすめます
4. 魅力ある職場環境を整備します
5. 事業の検証と継続を検討します
6. 社会福祉協議会の認知度の向上をはかります

III 財政基盤の強化

1. 経営管理体制の充実をはかります
2. 自主財源の確保と地域福祉活動への循環活用をすすめます
3. 補助金・委託金の確保に向けた取り組みをすすめます

IV 危機管理体制の強化

1. 災害時に、社協が果たすべき責務が果たせるよう、備えを強化します

V 進行管理と行政とのパートナーシップ

1. 計画の着実な推進を図るため行政との連携を強化します

総務課・福祉センター

1. 法人の運営 【基Ⅰ】

役員会と事務局が意思疎通を図り、ともに法人経営の充実を目指します。

(1) 会務の運営

経営組織のガバナンスと財政規律を強化し、役職員が一体となって組織・経営改善を行い、計画的な事業執行と改革に取り組みます。

① 三役会の実施

適正かつ的確な社協運営を行うため、会長、副会長、常務理事及び管理職員による協議を随時行います。

② 理事会の運営

社協の事業運営について理事の意見を十分反映できるよう会議の開催に努め理事会の執行力強化を図ります。

③ 評議員会の運営

法人の重要な事項についての議決機関として機能させ、社協事業への理解や地域課題が共有できるよう会議運営に努めます。

④ 監査及び監事指導

適正な社協組織・事業運営を図るため、理事会に参加の上、必要により監事からの助言・指導を受けます。また、決算時期には事業報告・決算状況など法人全体について、きめ細やかな監査・指導を受けて事業執行を行います。

⑤ 評議員選任・解任委員会の運営

評議員の選任及び解任は中立性を確保するため、評議員選任・解任委員会を開催し、適正な選任及び解任を行います。

(2) 第三者委員会の開催

苦情解決に対して社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮して適正に対応するため、第三者委員会を開催します。

社協に対する苦情等を、中立・公正・客観性に配慮し、事業者や利用者に対して問題解決に向けて調整や助言を行います。また、第三者委員会において社協に対するすべての苦情等を、報告・検証し、改善に向けてアドバイスを受けます。

◇第三者委員会の定例開催（年2回）

(3) 法人としての情報公開

事業運営の透明性の向上を図ります。

法による財務諸表や現況報告書、また、県や市の補助金、市民の皆様や企業・団体等からいただく会費、共同募金等の使いみちについて、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムや本会のホームページ、広報などで広く情報公開を行います。

また、全職員が財源を意識し、資金の流れや用途を明確化しながら、各事業の成果について、透明性を図り、市民にわかりやすく見やすい事業実績を報告します。

2. 経営管理 【基ⅡⅢⅣⅤ】

事業管理や財務管理、人事管理、所轄庁などへの法務業務などを適切に行います。

経営管理について、適正な事業・財政・人事管理ができる組織運営を行うため、育成・評価・処遇を一体化した人事労務管理に努めます。

(1) 人事考課制度

少子高齢化が進行する中、複雑・多様化する市民の福祉ニーズに応えるべく、職員の能力向上を図り、職員一人一人がその能力を最大限に発揮し組織力を高めるため、人事考課制度を適正に実施します。

- ①職員自身が自己の「強み」と「弱み」に気づき、自発的な能力開発に取り組むための機会を提供するとともに、職員の「能力」と「やる気」を高め、「8つの人材プロフィール」で目指す「重点課題の遂行に求められる社協職員像」の実現を図ります。
- ②「市民のしあわせ」を実現するために活用し、本会の人材育成、組織活性化及び組織力向上につなげます。
- ③人事考課の評価を職員の昇給昇格及び賞与等に反映し、適正な処遇となるよう努めます。

○目指すべき職員像

1. 地域や住民との関わりを持ち、信頼関係を築く人。
2. 様々な事柄に興味関心を持ち、情報の収集や活用を多彩に行う人。
3. 基本理念に基づいて、自ら考え、果敢に挑戦し、責任を持って行動する人。
4. 社会や組織の一員としての自覚を持ち、周囲と協力しながら努力を惜しまず成果を追い求める人。
5. プロフェッショナル意識を持ち、広い視野と深い見識の習得に意欲的な人。
6. 相手の立場に立ち、認め、可能性を信じて誠実に接していく人。
7. 自己管理を怠らず、自らを律し、相手のアドバイスを真摯に受け容れ実践する人。
8. チームワークを重んじ、周囲を巻き込みながらリーダーシップを発揮する人。

(2) 財務規律の強化

社協の財源確保に向けて、役職員一同が意識改革を行い、将来に向け安定した財源確保が必要不可欠となることから事業内容の見える化をすすめるとともに、職員一人ひとりがコスト意識と経営感覚を持ち、予算収支を意識した事業展開に取り組み、経営の安定と財政の適正化を目指します。

また、収入財源と支出のバランスを検証し、適切な事業運営が行われるよう、事業内容・予算・決算状況について、各課で共通認識し、財政分析を図ります。

(3) 補助金・委託金の確保

本会がめざす方向性や趣旨とともに具体的な事業内容を明確（見える化）に示し、積極的な地域福祉事業の推進と適切な人員配置など市関係部局と日常的な協議を行い、必要な補助金の確保を目指します。

また、委託事業については、事業内容や委託額を各担当課と再検討し、適正な事業内容や委託額となるように委託元である市との協議をすすめます。

(4) 各部署の連携の強化

日常業務の円滑な実施のため課長会議ならびに主幹会議を定期開催し、情報の共有化を図るとともに職員の共通認識を高めていきます。

(5) 災害に備えた体制整備

発災時の初動体制や、発災後のフェーズごとの組織としての動き方、職員の動員について検討を重ね作成したBCP（事業継続計画）や行動マニュアルを職員に周知する

ための研修会を引き続き実施します。また、自然災害のみならず、新型コロナウイルス感染症など未知のウイルスに対しても、これまでの経験の積み重ねを教訓とし、不測の事態に備え、本会機能の混乱を最小限に抑えるとともに、必要な資源の準備や対応方針、手段を定めるために、BCPの見直しを行います。なお、BCP・行動マニュアルに基づいた防災訓練についても実施し、実際の災害への備えをすすめます。

(6) 行政とのパートナーシップの向上

社協事業に不可欠な行政と常日頃からつながりを持ち、市民のための新たな取り組みや困りごと、課題に対して足並みをそろえて取り組めるよう関係づくりに努めます。

3. 職場体制の整備 【基Ⅱ】

職員の定着と人材育成へのアプローチを行います。また、働き方改革関連法施行に伴う、長時間労働の是正や休暇の取得推進等、職員が健康で働きやすい職場環境の整備を引き続きすすめます。

(1) 研修等

職員の資質向上のため、専門研修のみならず、マネジメント力を養う研修等、外部研修も含め、必要な研修を計画し積極的に参加します。また、社会福祉協議会が目指す使命を理解し、組織の一員として自覚がもてるよう職位、職階に合わせた階層別研修基準の検討を行います。

①内部研修

- ◇新任職員研修
- ◇役職や業務ごとの階層別研修（キャリアパス研修）
- ◇専門分野ごとの研修
- ◇事例検討による研修
- ◇全員研修など

②外部研修

- ◇全国レベル、県・県社協で実施される研修への参加

③自己啓発研修への参加促進

④人材育成計画の策定

- ◇階層別人材育成計画

(2) 魅力的な職場環境づくりの推進

すべての職員が、仕事と子育てや介護を両立し、生き生きと働きがいをもって継続勤務できることを目指す、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画により、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を支援するとともに、職場におけるハラスメントの防止や、幅広い年齢層の職員が働きやすい職場にするための風土づくりなど、職場環境の改善を図ります。

◇ストレスチェックの実施

職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりをすすめます。

- ◇特定職員に超過勤務が集中しないよう業務の分散化と業務分担の改善
- ◇安全衛生委員会の開催
- ◇働きやすい職場環境づくりのための研修や相談体制の整備
- ◇健診の要再検査の者へ受診の促進
- ◇職員の健康管理のひとつの手段である「ノー残業デー」の徹底
- ◇職員の夏季特別休暇の完全取得および年次有給休暇の取得

◇育児・介護休業法の改正を踏まえ、育児休業(出生児育児休業含む)や産前産後休暇制度、介護休業等の周知を図り、対象職員への休業取得意向確認を行い、特に男性職員の育児休業取得の促進

(3) 無期雇用転換

有期雇用契約を5回以上反復更新した方が、本人の申し出により、雇用期間に定めのない、無期転換ルールを推進します。

(4) 働き方改革による労働環境の改善

職員がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に努めます。

①労働時間法制の徹底

働き過ぎを防ぐことで、職員の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスを実現します。

◇残業時間の上限規制に対する取り組み

◇年間5日の年次有給休暇の完全取得の徹底

◇労働時間の状況を客観的に把握

◇長時間労働者にかかる面接指導の拡充(産業医)

②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一事業所による正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差をなくすため、段階的に整備を行います。

◇不合理な待遇格差をなくすための規程の改善(同一労働同一賃金)

③改正高齢者雇用安定法の施行による就業確保措置

改正高齢者雇用安定法の施行により、70歳までの高齢者就業確保措置を講じるための制度設計を行います。

◇70歳までの段階的な定年引上げ

◇70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入

4. 会費 【目標⑦、基Ⅲ】

地域福祉活動の自主財源の確保と会費の有効活用に努めます。

(1) 会員の拡充

社協活動に理解・賛同いただける社協の協力者の拡充を目指します。

社協会費の用途などを明確に示し、分かりやすく住民に周知・啓発を行います。

振込による納入の推進をすすめます。

また、積極的な広報・啓発等により会費運用の透明性を高めるとともに、幅広い年代の市民の方が有用性を実感できるよう会費を活用します。

賛助会費に協力いただいた企業・法人を広報に掲載することで、会費に協力することへの直接的なメリットを作ります。

一般会費 一口 500円(世帯)

特別会費 一口 1,000円(個人)

賛助会費 一口 3,000円(法人・企業・団体)

(2) 会費の有効活用

社協活動全般に対して、会費財源を活用していることから、社協の有用性をアピールするとともに、より社協活動に理解・賛同いただけるよう努めます。

◇地区社会福祉協議会事務局設置費助成

5. 共同募金 【目標③⑦、基Ⅲ】

(1) 募金の有効活用

第3次地域福祉活動計画に基づき、東近江市の福祉推進により有効な形で活用できる新たな助成要綱を作成し実施します。一部の助成金については、令和5年度中の要綱完成に向けて引き続き検討します。

財源	助成事業名	助成対象事業・助成内容	助成対象
赤い羽根共同募金	(新) 地域の未来を拓く助成	第3次地域福祉活動計画に基づき展開する活動。	地区社会福祉協議会
	見守り活動支援事業助成	月1回以上の頻度で行われる、75歳以上の一人暮らし高齢者の訪問等による見守り活動。	地区社会福祉協議会
	(新) ボランティア活動助成	(1) 活動機材等の購入費 (2) 立ち上げ3年未満のグループ活動経費	市社協に登録しているボランティアグループ
	(新) 地域福祉活動応援助成	(1) 福祉人材の育成事業 (2) つながりづくり事業 (3) 暮らしづらさサポート事業	地域団体、福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人
歳末たすけあい募金	(新) 生活困窮問題に取り組む活動を応援する助成	生活困窮の問題について取り組む活動（フードドライブ、子ども食堂等）	地域団体、福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人
	歳末たすけあい激励金	激励金の配布。 (金額は募金実績により決定)	収入が基準額以下の生活困窮者
テーマ型募金（子どもを事故から守る募金）	飛び出し人形設置支援助成	希望する自治会に、飛び出し人形を配布。	自治会
	新小学校一年生交通安全啓発	新小学校一年生にとび太くんをデザインした交通安全啓発ノートを配布。	新小学校一年生
テーマ型募金（見守り活動支援募金）	見守り活動スタートアップ助成	(1) 地域の見守りについて話し合う場【必須】 (2) 見守り活動 (3) 地域のつながりづくり・顔の見える関係づくり (4) 見守りを広げるための事業	自治会、ボランティア団体

6. サロン活動への支援 【目標①】

住み慣れた身近な地域で高齢者や障がい者をはじめ、住民みんなが交流を深め、地域で生まれる連帯感や見守り意識を高めるとともに、地域にある暮らしの課題を共有し、解決に向けて助け合い支え合いながら安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって気軽に集える場づくりを支援すること、またサロン活動を通して介護予防を推進し、元気な高齢者を増やすことを目的に助成を行います。

◇サロン活動助成事業

7. 善意銀行 【目標③⑦、基盤Ⅲ】

市民の善意で寄せられる寄附金・物品について、寄附者と受給者のマッチングを図り、柔軟かつ効果的な循環型活用の仕組みを進めます。

(1) 寄附の有効活用

市民や企業の皆様からの金銭や物品の寄附を活用した生活困窮者への緊急食料・物資を提供する取り組みをはじめ、住民が住民を支えるお互いさまのしくみを充実させるとともに、寄附者の意を反映した事業展開を進めます。

◇緊急食料品給付事業の実施

◇生活困窮世帯(者)への食糧や生活用品の一時的な支援

◇歳末たすけあい激励訪問の実施(歳末たすけあい募金/善意銀行)

◇地区社協事業費助成金

◇災害見舞金事業の実施

◇リサイクル預託(アルミ缶、牛乳パック、ペルマーク、使用済プリペイドカード、使用済切手、ペットボトルキャップ)

8. 社会福祉大会の実施 【目標③】

市民や地域の福祉活動、市民活動、ボランティア活動などに携わる人が集い、より一層地域福祉の機運を高めるとともに、市民の福祉に対する理解と関心を深めるため、社会福祉大会を開催します。

また、社会福祉の増進・向上に多大な貢献をされた個人・団体等を表彰し、その功績を称えるとともに、多額の浄財を寄附、または募金いただいた個人・企業・団体等に対して感謝状の贈呈を行い、地域貢献に対する意識の啓発に努めます。

◇東近江市共同募金委員会会長感謝

◇東近江市社協会長表彰・感謝

9. 児童センターの運営 【目標①】

乳幼児の親子から小中高校生まで、子どもたちが遊べる環境を整え、安心安全な遊び場を提供し、遊びの指導や仲間づくりなど健やかに育ちあう居場所づくりと遊びの充実をはかります。また子育てを支援し各種相談に応じ、見守りの中で、課題を抱えている子ども、保護者を見逃さないよう早期発見に努め、相談につながります。

夏休み・冬休みの子どもたちの長期休暇中には、短時間就労等の保護者が安心して働ける環境を支援し、学童保育に通っていない小学生が長期休暇を有意義に過ごせるよう子どもの居場所づくり事業の開催や、学校区域や学年を超えたつながりや楽しい思い出作りを提供する特別教室等を開催します。

◇休日を有意義に過ごし、学校を超えたつながりや思い出づくりを提供する特別教室の実施

◇保護者が安心して働ける環境を支援するための子どもの居場所づくり事業の実施

10. 母子・父子福祉センターの運営 【目標①】

ひとり親家庭や寡婦の方の自立と生活の安定・向上を図り、安心して子育てに取り組めるように、就労支援や各種相談会等の支援事業を開催します。

ひとり親家庭同士の仲間づくりや交流の場を提供する趣味教室等の開催など、母子・父子福祉センターを多くの方に知ってもらえるよう積極的に情報発信を行い、広く周知します。

1 1. 老人福祉センターの運営 【目標①】

高齢者の介護予防や健康増進を目的とした年間を通しての健康体操教室を開催し、高齢者同士の仲間作りや、自主運営活動を行える「卒業型サークル」の育成推進を図ります。また教養の向上や生きがいづくり、交流の場を提供するための各種講座を開催します。困りごとや各種の相談に応じるなど、多くの方に老人福祉センター事業に参加してもらえるよう積極的に広報を行います。

1 2. 施設運営・管理

市施設(指定管理)・市社協所有施設を運営する上で、広く市民からのニーズに応え、安全安心に利用していただけるよう環境整備を行い、地域に開かれた施設として適切な運営管理を行います。

(1) 市施設の指定管理・運営 (1 施設)

◇東近江市福祉センターハートピア

(2) 市社協施設の維持管理・運営 (5 施設)

◇ゆうあいの家

◇せせらぎ

◇ちやがゆの郷

◇かじやの里の新兵衛さん

◇デイサービスセンターあさひの

1. 第3次東近江市地域福祉活動計画の推進 【基Ⅱ】

住民の参画により策定した計画を推進し、誰もが安心してくらするふくしのまちづくりを進めます。

- ◇地域福祉活動計画推進会議の開催（年1回）
- ◇地区住民福祉活動計画の推進支援
- ◇14地区住民福祉活動計画情報交換会の開催（年1回）

2. 重層的支援体制整備事業 【目標①②④⑤、基ⅡⅤ】

困りごとを抱える人の課題は複雑多様化している。制度やサービス等で解決できない複合的な困りごとを受けとめ、支援につなげるための社協の相談力を強化します。また各課が連携し、支援できる体制を整えます。

(1) 多機関協働事業

- ◇相談支援包括化推進員の配置 2名
- ◇社協の多機能性を生かし、地域住民の困りごとを解決するため4課連携ケース検討会を開催（月1回）
- ◇多機関協働推進会議への参加（月1回）
行政に配置されている相談支援包括化推進員との連携

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援

地域の状況等を幅広く把握し、複雑化、複合化した課題を抱える人を早期に把握し、必要な支援につなげます。

- ◇相談援助、アウトリーチ職員研修
- ◇地区社会福祉協議会の基盤強化
地区の地域福祉の要である地区社協を中心に、地区のネットワークの構築を検討する場を設けます。（検討の場、地区社協交流会など）
- ◇地区ボランティアセンター設置支援
身近な地域で、住民が住民の困りごとを聞き、解決に向けて必要な資源（人や活動など）につなげるしくみとして、市ボランティアセンターと地区担当ワーカーの連携のもと、地区ボランティアセンター設置を推進します。また、困りごと等を受けとめ、つなぎ役となる住民コーディネーターの育成をすすめます。
 - ・立ち上げ支援とその後の運営支援
 - ・地区ボランティアセンターコーディネーター勉強会（年1回）
 - ・人材育成講座（地区をベースに開催）

3. 地域での集いの場・居場所づくりの支援、運営支援 【目標①】

身近な地域（自治会や地区）で住民同士が集まり、互いに元気が確認し合えるような集いの場や居場所づくり、立ち上げに向けた支援を行います。また、コロナ禍においてつながりの希薄化がますます進むなか、つながりの再構築に向けた運営支援等を行います。

さらに、高齢者や子どもだけでなく、多くの世代がつながれる場ができるよう検討を進めます。

- ◇サロン活動の立ち上げ、運営支援
- ◇子ども食堂の立ち上げ、運営支援
- ◇多様な人が集まれる場の検討

4. 福祉共育の推進 【目標③】

差別や偏見、孤立をなくすために、地域に暮らす人達が互いを知り、認め合える機会や場をつくります。福祉や地域づくりについて学ぶ機会をつくることで、子どもから大人まで地域に暮らす住民同士が共に育ち合う福祉共育をすすめます。

- ◇社会的包摂、地域共生を拡げるための福祉共育の実施
- ◇学校、企業、自治会等に出向き、福祉共育の実施
- ◇住民懇談会、中学生懇談会等の開催
- ◇福祉共育情報交換会の開催（年2回）
福祉共育協力者や福祉関係者と話し合う場をつくり、情報交換やプログラム開発の場へと発展させていく。
- ◇福祉共育のPR
- ◇社会福祉援助技術現場実習の受入れ

5. 見守り活動の推進、支援 【目標②】

住民同士が互いに気かけ合える地域になるよう、地域の実情に合わせ様々な見守り活動を推進、支援します。

- ◇安否確認などの訪問活動（見守り給食事業、友愛訪問、一人暮らし高齢者安否確認訪問など）の支援
- ◇見守り会議の開催支援

6. 福祉委員（福祉推進委員・福祉協力員）との連携 【目標②】

地区や小地域（自治会など）での福祉活動をすすめるため、見守りや支え合い活動の担い手として自治会に設置されている福祉委員との連携を図ります。

- ◇福祉委員会交流会の開催支援 等

7. シニア世代の仲間づくり 【目標①】

シニア世代の仲間づくりのきっかけとなる場を通して、新たなつながりの機会をつくり、地域の活動に関心を持つ人づくりをすすめます。

- ◇シニア世代の仲間づくり講座の開催（年1回）
- ◇受講後のグループの立ち上げ支援、活動支援

8. 暮らしの支え合いサポーター養成と住民による生活支援活動の支援 【目標②】

暮らしの中での困りごとや人の変化に気づき、声をかけ合い、お互いに支え合うことのできる人づくりをすすめます。

- ◇暮らしの支え合いサポーター養成講座の開催（年1回）
- ◇暮らしの支え合いサポーターの活動支援
専門職や関係機関等とのつなぎや関係づくり、サポーター懇談会への参加等
- ◇生活支援サポーター交流会の開催（年1回）

9. ボランティア活動の推進、活動支援 【目標②】

ボランティア活動が活性化し、活動する人の裾野が広がるよう取り組みを進めます。また、ボランティア活動に関する相談や活動調整、活動支援を行います。

- ◇ボランティアセンターの運営
- ◇ボランティア活動の調整、活動支援
- ◇人財バンクの整備
- ◇ボランティアカフェの開催
- ◇東近江市のボランティア推進を考える会の開催（年3回）
- ◇ボランティア活動の啓発、PR
 - ・ボランティア体験、講座の開催

10. 生活支援体制整備事業 【目標④】

いつまでも暮らし続けることができる地域づくりをすすめます。そのため、多様化する地域課題について、住民や医療福祉の専門職、企業などが協議する場を設け話し合い、課題解決に向けた取り組みをすすめます。

- ◇地域支え合いコーディネーターの配置 2名
- ◇地域支え合いコーディネーター定例会（月1回）
 - 市の関係課（長寿福祉課、健康福祉政策課、まちづくり協働課、保健センター）との情報共有や検討の場を開催。
- ◇地域支え合い推進協議体 いっそう元気！東近江の開催（年3回）
- ◇第2層協議体の設置、運営支援
- ◇第2層協議体 地域支え合い推進員の設置、活動支援
- ◇地域を元気にする協議体交流会の開催（年2回）
- ◇つながり通信の発行（2か月に1回発行）

11. 地区社会福祉協議会の活動支援と連携 【目標⑦】

地区の福祉活動の要となる地区社会福祉協議会の組織基盤の強化ならびに活動が活性化するよう支援します。また、各地区での地域福祉活動が活発化するよう地区社会福祉協議会と連携し取り組みをすすめます。

- ◇運営、活動支援
- ◇14地区社会福祉協議会交流会の開催（年2回）

12. 障がい児サマーホリデー事業の実施 【目標①】

夏休み期間中、障がいがある子どもたちが集い、遊びを通じた地域の人とのふれあいの場を保護者、ボランティア、行政と協働し開催します。

- ◇障がい児サマーホリデー
 - 期間：夏休み期間中の15日間
 - 会場：市内4会場
 - 対象：県立養護学校や支援学級に通う子ども

13. 東近江市子どもの学習・生活支援事業の実施 【目標①】

経済的に困窮している家庭の子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを行います。また、学習面のサポート、生活力の向上、社会性を身につけることを目指した支援を行います。行政や学校と連携し、子どもたちへの支援を通じて、世帯の支援にもつなげます。

◇子どもの学習支援

- ・日 程：毎週火、木、金 18:00～20:00
- ・会 場：市内3会場
- ・その他：生活力を高める講座（年1回 3会場合同）
夏休み自習室開放（夏休み期間週1回 3会場合同）
冬休み特別講座（3会場合同）

◇ボランティアスタッフミーティングの開催（年4回）

◇学習支援事業検討会議（年2回）

◇ケース共有会議

市健康福祉政策課との共有会議（2ヶ月に1回）

関係機関（健康福祉政策課・教育委員会学校教育課・スクールソーシャルワーカー・子ども政策課・子ども相談支援課・生活保護担当課・地域共生社会づくり担当）との共有会議（年3回）

14. 民生委員児童委員協議会との連携 【目標⑦】

住民の最も身近な支援者である民生委員・児童委員との連携により、困りごとを抱える方、孤立されている方の発見や支援を行います。また小地域での見守りや助け合いの活動をすすめます。

- ◇東近江市民生委員児童委員協議会事務局
- ◇各地区民児協活動への支援
- ◇社会福祉調査の実施

15. 災害時に助け合えるしくみづくり 【目標②、基Ⅳ】

災害時には、災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者支援を行います。

- ◇災害ボランティアセンター設置・運営訓練（年1回）
- ◇関係団体・機関と連携強化

16. 広報、啓発活動 【目標⑥、基Ⅱ】

ふくしのまちづくりをより多様な方に参画してもらえよう、本会の取り組みや地域の福祉活動等を発信します。

- ◇社協だよりの発行
 - ・発行回数：年4回 6月・9月・12月・3月
 - ・発行部数：28, 300部
 - ・配布方法：新聞折込、市役所等市内関係機関の窓口に設置
ホームページに掲載
- ◇ホームページの運用
- ◇SNSの活用
 - ・フェイスブックの運用
- ◇e-おうみNOWの放送
 - ・2か月に1回放送
- ◇広報委員会の開催（月1回）

17. 人材育成 【基Ⅱ】

- ◇ワーカーミーティングの開催（月1回）
- ◇職員研修の開催（アウトリーチ、ファシリテーション研修）

◇外部機関が開催する研修への参加

(階層別研修、OJT推進リーダー研修、福祉共育・災害対応・コミュニティワーク等研修)

相談支援課

1. 職員の専門性を活かした相談支援 【目標⑤、基ⅡⅤ】

資格（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・相談支援専門員・看護師）をもつ社協職員が、専門的な知識や技術を活かし、身近な相談窓口としてふだんの暮らしの中のあらゆる相談に応じます。

(1) 総合相談事業

地域生活で生じる様々な困りごとに対し、社協職員の持つ専門的な知識や技術と多様な事業、関係機関や住民とのネットワークを活かし、身近な相談窓口として市民の相談に応じます。

また個別支援各事業においては、多様な課題や複合的な問題に幅広く対応するため、ケース会議や事例検討を通じて職員の資質向上に努めるとともに、包括的に相談を受け止める体制を構築し、受け止めた相談に対する適切な情報提供や行政・関係機関と連携が速やかに行える、市民に信頼感と親しみある地域の相談窓口を提供します。

(2) 法律相談

日々の暮らしにおける様々な困りごとに対し、顧問弁護士による法律的な視点からの助言を行います。相談は無料で、事前に社協職員が相談者の困りごとを聞き取り、助言いただきたいポイントを整理した上で弁護士に伝えることで、限られた相談時間を有効活用し、困りごとの早期解決につなげられるよう支援します。

また、相談後も、弁護士からの助言内容の確認など必要に応じて相談者のフォローを行います。

2. 生活困窮者への生活支援 【目標⑤】

減収や失業により生活再建の目途が立たない方、相談できるつながりがなく孤立状態にある方、債務整理など支出削減が必要な方、貸付や給付金を受けても償還が厳しい方などが増え、これまでの支援だけでは支えきれない多様な生活課題が現れてきています。生活困窮者支援に関わる事業を中心に、多様な関係機関と共に生活が困難な状況にある方々の暮らしを守る支援を行います。

(1) 家計改善支援事業の実施(委託)

経済的に困窮されている世帯が、困窮状態から脱し自立した生計維持が図れ、再び困窮状態に陥らないよう、家計のやりくりの助言や滞納・借金の整理、孤立を防ぐ関わりなど相談者に合わせた家計改善支援プランを作成し、伴走した支援を行います。

家計の見える化によって根本的な生活課題に相談者自身が気づき、生活再建に向けた意欲と家計の管理能力を高めることで、暮らしが少しでも豊かになるように地域の資源との連携を意識し、社会参加や孤立を防ぐ支援を目指しますとともに、行政の自立相談支援事業担当者をはじめ多機関と協働した事業実施に努めます。

(2) 生活福祉資金・小口貸付資金事業

低所得者世帯、高齢者・障がい者世帯等が抱える生活上の課題に対して世帯更生のための資金等の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送るための支援を行います。

生活福祉資金で対応できない方には、本会独自の小口貸付資金を活用し、即応した相談支援を行うとともに、食糧支援や就労支援、参加支援につなぐなど、経済的困窮の背景にある課題に着目し、経済面だけではない相談者に応じた支援をすすめます。

コロナ禍における減収や失業により生活維持が困難な世帯への特例貸付(緊急小資金・総合支援資金)は市内でも多くの方が活用され、償還がすでにはじまっています。償還に対する相談を入りに潜在的な課題を明らかにして、必要な支援へつなぎ伴走した相談支援に努めます。

3. 地域福祉権利擁護事業の実施 【目標⑤】

認知症や障がいにより判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく自立した生活がおくれるよう、福祉サービスの利用に関する手続きや日常的な金銭管理、書類等の保管の支援を行います。

また、日頃の支援において様々な支援機関と連携し、要援護者の生活課題の把握・改善につなげるとともに、権利侵害を未然に防ぎ、地域で安心して生活を送れるように支援します。

日頃、認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の支援に関わる関係機関から、本事業利用についての相談が多く寄せられており、ニーズが高い事業です。必要とされる方へできる限り早期に支援が届くよう、効率的・効果的な事業運営に努めます。

4. 障害者(児)相談支援事業の実施 【目標⑤】

(1) 相談支援事業(委託)

住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるよう、必要な制度や福祉サービスの紹介等を行い支援します。

(2) 指定特定相談支援事業(自主)

障がい福祉サービスを利用される方の心身の状況や生活環境に応じて、ご本人やご家族の意向をもとに「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

主任相談支援専門員研修などの専門研修受講を進め、より適切な支援が行えるよう取り組みます。また、介護保険事業との連携や保健所等、医療と福祉をつなぐ支援や、他機関協働による伴走した相談支援を行います。

(3) 指定障害児相談支援事業(自主)

障がい児の方が通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

本人や家族の想いを受け止め、豊かな地域生活へつなげる支援計画を提案します。障がい児の方の権利を守り、人権を尊重した支援に取り組みます。

5. S&S (スマイル アンド スタンド) 【目標②】

様々な理由で仕事や作業所に行けない方や、社会に出るきっかけを探しておられる方に、就労に向けて社会性を身につける居場所や社会参加の場を提供し、活動を通して人とのつながりを持つこと、自己有用感を得て自信を持てるように多様なプログラムを準備します。

S&Sを卒業し、次のステップへ移行して上手くいかない場合でも戻って来られる環境であり、居場所でもあります。

6. Food Day 25による‘食’の支援 【目標②】

広く市民に善意の寄付（食糧）を呼びかけ、生活に困っておられる方が安心して新年を迎えられるよう、寄付いただいた食糧をお渡しする「食」の支援を実施します。市民の皆様へ生活困窮者支援への理解を深めていただくと共に、地域に支援の輪を広げていけるよう、民生委員・児童委員をはじめ、地域ボランティア、行政、関係機関と連携して取り組みます。

在宅福祉課

1. 安定した事業経営のための取組み 【基ⅠⅡⅢⅣⅤ】

- (1) 介護部門の職員と財務部門の職員による経営状況の分析、協議する場を設け、市内の需要や行政との協議、収支状況などを役員会に提示し、経営改善に向けた今後の方向性を見出すことを目指します
必要とされる支援内容やサービスの検討を継続的に話し合い、引き続き新規利用者確保へ向けて計画的な利用促進を行います。
- (2) ご利用者が在宅生活を継続できる支援を行うため、職員の成長やスキルアップに重点を置き、一体感のある人材の育成の整備に取組みます。
- (3) 災害時や感染症流行時に事業所が対応できるよう BCP（事業継続計画）の作成を行います。
- (4) 訪問介護、通所介護事業所が東近江市内の介護事業所とのつながりを持ち、事業運営の課題解決に向けた情報の共有やつながりを強化し、お互いが連携できる話し合いの場を継続していきます。

2. 訪問介護（訪問相当サービス）事業（自主） 【目標②④⑤】

ご利用者への支援内容や、制度だけで対応できない困りごとを解決できるスキルを得るため、外部や内部での研修の機会を持つよう努めます。

また、事業所内に留まらず、法人内外に積極的に相談や発信を行い、解決を目指します。

3. 障がいホームヘルプ事業 【目標②④⑤】

- (1) 居宅介護事業（障がいホームヘルプ事業）（自主）

障がいが多様化している中、その人らしい暮らしを継続できるよう、訪問先世帯で把握した困りごとなどは他機関との連携を深め、情報の共有や解決に向けての取組みをします。

(2) 移動支援事業（ガイドヘルプ・移動支援）（自主）

視覚障がいを持つ方へのガイドヘルプにとどまらず、その他の障がいを持つ方への公共交通機関を利用した外出支援へも対応します。

事業所 ヘルパーステーションゆうあいの家
ヘルパーステーションなごみ
ヘルパーステーションせせらぎ

4. 通所介護（介護予防）事業・地域密着型サービス事業（自主）【目標②④⑤】

ご利用者が生活しておられる地域との交流やつながる機会を活かし、ご利用者の生きがいや役割、社会参加につながる支援を行い、地域から必要とされる事業所を目指します。

事業所 デイサービスセンターゆうあいの家
デイサービスセンターあさひの
デイサービスセンターちやがゆの郷（認知症対応型）
小規模多機能型居宅介護事業所かじやの里の新兵衛さん

(1) 認知症高齢者見守りネットワーク事業

認知症支援の専門性と特性を活かして認知症の人と家族を支える地域づくりのため、認知症についての学習会や認知症カフェなどを通じて事業所と地域がつながる機会を持てるよう取組みを行います。

5. その他在宅福祉関連事業 【目標①②】

(1) 介護予防活動育成支援事業（委託）

昨年度から取組みを始め、引き続き、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域にある身近な通いの場に通い、健康に生きていける地域の実現を目指します。

行政をはじめ多機関と地域や市域の情報共有を行い、地域福祉課と連携してそれぞれの地域に応じた、住民主体（生きがいや役割を持つ）の場となるよう専門職として伴走支援を行い、健康寿命の延伸やフレイル予防の取組みが根づくよう働きかけます。

(2) 在宅生活継続支援訪問介護サービス（おたすけサービス）（自主）

在宅生活を継続するために制度だけでは対応しきれない、ご利用者のニーズに対応できるよう規程等の内容の見直しを行います。

(3) 住居提供事業（永源寺事務所「ゆうあいの家」）（委託）

冬季の間、高齢等のため自宅での生活に不安のある方に、生活の場を提供します。